

公益財団法人えひめ女性財団

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年10月 1日 ~ 2026年 3月31日

2. 内容

目標1（職業生活と家庭生活の両立に関する目標・両法共通）

毎年度、当財団の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果を把握し、改善点がないかどうか検討する。

<対策>

- 毎年 1月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 毎年 2月 問題点や改善点の有無について財団内検討委員会で検討
（問題点があった場合）財団内検討委員会で改善のための取組を検討し、実施する

目標2（職業生活と家庭生活の両立に関する目標・両法共通）

全職員の1カ月当たりの平均超過勤務時間を9時間以内とする。

<対策>

- 毎年 4月（2023年は10月）
長時間労働削減の方針について、理事長からメッセージを発信する。
- 毎年 11月 全職員を対象に、業務効率化に関するヒアリングを実施する。
- 毎年 12月～ヒアリング結果をもとに、業務効率化の施策を検討し実施する。